

○ 体育・健康に関する指導はどのように改訂されたか。

第1章総則第1の3「学校における体育・健康に関する指導」は以下のように改訂された。

学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間のもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮する必要がある。

- (1) 「体育に関する指導」は、教科としての体育において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、特別活動や教育課程外の学校教育活動などと相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが必要である。
- (2) 「健康に関する指導」は、児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、活動を通じて自主的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成することが大切である。
- (3) 学校における食育の推進については、食に起因する健康課題に適切に対応するため、生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容とかんれんさせた指導を行うことが効果的である。
食に関する指導に当たっては、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことも重要である。
- (4) 安全に関する指導については、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導を重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要である。